

第15回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成27年10月27日(火)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場（2-2会議室）

3、出席委員（8人）

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 非農地証明願いについて

議案第65号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第66号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長	ただ今から第15回本部町農業委員会の総会を開催いたします。 委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
事務局	全員、出席しております。
議長	事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、 会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議がございませんので議事録署名員は8番委員と1番委員をお願いします。 書記は事務局職員をお願いします。 会議についてお諮りします。 本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、本日一日限りといたします。 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。 番号1番 瀬底72-1 登記簿現況ともに畑 面積199㎡ 譲渡人:本部町在住I氏 譲受人:東京都在住T氏 転用目的:一般個人住宅 転用理由:住環境の良い瀬底島で生活したい。 その他内容については審査票にてご確認ください。 添付資料説明 番号2番 備瀬332 登記簿現況ともに畑 面積195㎡ 譲渡人:東京都在住Y氏 譲受人:本部町在住K氏 転用目的:一般個人住宅 転用理由:現在、借家住まいなので自己住宅を建築したい。 その他内容については審査票にてご確認ください。 添付資料説明 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑に入ります。 補足説明はありませんか。
8番委員	議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について 補足説明いたします。 番号1番 瀬底72-1 場所は海の近くで、事前着工されてませんでした。 番号2番 備瀬332 住宅が周囲に密集して集落の真ん中にあり、 こちら事前着工ありませんでした。 以上で補足説明を終わります。

議長

補足説明が終わりました。質疑に入ります。

質問がなければ進めてもよろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第63号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第63号は可決いたします。

次に進みます。

議案第64号 非農地証明願いについて議案といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第64号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 願出人:本部町在住H氏

申請農地:伊豆味1793-4 登記簿現況共に、畑 面積185㎡

伊豆味1793-5 登記簿現況共に、畑 面積128㎡

伊豆味1805-1 登記簿現況共に、畑 面積2,129㎡

伊豆味1805-2 登記簿現況共に、畑 面積314㎡

伊豆味1809-1 登記簿現況共に、畑 面積429㎡

伊豆味1809-3 登記簿現況共に、畑 面積59㎡

伊豆味1810 登記簿現況共に、畑 面積379㎡

伊豆味1811 登記簿現況共に、畑 面積856㎡

伊豆味1816-1 登記簿、畑 現況、山林原野 面積114㎡

申請要旨:当該地は長い間放置されており、農地として利用するのが困難であるため。

所有者:申請者と同一

添付資料説明

議長

説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

1番委員

議案第64号 非農地証明願いについて

補足説明いたします。

申請番号1番

1793-4、1793-5 手前は川があり雑草が繁茂していて長い間放置されている状態。
隣接している建物には伊豆味地区の農業用タンクがある。

1809-1、1809-3、

1810、1811 かなり大きな木があり雑草も繁茂している。

1805-1 こちらの土地は1/3程度除草剤がかかっている草が無い状態。

1805-2 雑草が繁茂していて長い間手を付けてない状態。

1816-1 雑草・雑木が繁茂しており、耕作できる状態ではないと思います。

申請者によると、最低でも5年は耕作等していないそうです。

以上で補足説明を終わります。

議長

補足説明が終わりました。

1805-1は非農地とは認めにくい状況のようですがこの説明について異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第14号は1805-1は否決、その他は可決いたします。

次に進みます。

	議案第65号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第65号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 上記のことについて、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき把握された荒廃農地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か、農業委員会の意見を求めます。 今回の地域は瀬底、崎本部、健堅、辺名地、大浜、谷茶、渡久地、東、大嘉陽にまたがり、計3315件となっています。 瀬底385、1542、1559、1578、1579、3385 崎本部1309、1571、3884 健堅108、110-1、1652、1652-2、1653-1、1662-3 大浜620、621 以上が事前確認で農地と判定された土地です。 こちら非農地判定は総会で非農地と判定されたら所有者に非農地通知を送付します。非農地通知をすると農地から外れるので農地台帳からも消える事になります。
議長	説明が終わりました。質疑に入ります。意見等ございますか。 異議なしとのことですので、議案第61号は提案通り認めてよろしいでしょうか。 議案第65号は提案通り可決いたします。 次に進みます。
事務局	議案第66号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)を議案といたします。事務局の説明をお願いします。 議案第66号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) 上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。 番号1番 辺名地548-1 登記簿現況共に、畑 面積3,523㎡ 辺名地550 登記現況共に、畑 面積6,079㎡ 利用権を設定する者:本部町在住S氏 利用権設定を受ける者:本部町にあるM企業 利用目的:畑、10年の使用貸借 添付資料説明 番号2番 並里1331-1 登記簿、畑 現況、山林原野 面積10,000㎡ 1465-1 登記現況共に、畑 面積1,529㎡ 1465-2 登記現況共に、畑 面積1,265㎡ 1476-1 登記現況共に、畑 面積2,719㎡ 利用権を設定する者:本部町在住T氏 利用権設定を受けるもの:本部町在住T氏 利用目的:畑、20年の使用貸借 添付資料説明 番号3番 備瀬975 登記簿現況共に、畑 面積301㎡ 利用権を設定するもの:那覇市在住B氏 利用権設定を受ける者:本部町にあるM企業 利用目的:畑、5年の使用貸借 添付資料説明

番号4番 備瀬973-1 登記簿現況共に、畑 面積444㎡
利用権を設定する者：本部町在住N氏
利用権設定を受けるもの：本部町にあるM企業
利用目的：畑、5年の使用貸借
添付資料説明

番号5番 備瀬977-1 登記簿現況共に、畑 面積151㎡
利用権を設定する者：大阪府在住T氏
利用権設定を受ける者：本部町にあるM企業
利用目的：畑、5年の使用貸借
添付資料説明

番号6番 備瀬979-1 登記簿現況共に、畑 面積162㎡
利用権を設定する者：本部町在住T氏
利用権設定を受ける者：本部町にあるM企業
利用目的：畑、5年の使用貸借
添付資料説明

番号7番 備瀬980 登記簿現況共に、畑 面積510㎡
利用権を設定するもの：那覇市在住N氏
利用権設定を受ける者：本部町にあるM企業
利用目的：畑、5年の使用貸借
添付資料説明

番号8番 備瀬981 登記簿現況共に、畑 面積582㎡
利用権を設定する者：浦添市在住A氏
利用権設定を受けるもの：本部町にあるM企業
利用目的：畑、5年の使用貸借
添付資料説明

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。
農業委員会等に関する法律第24条 委員は自己又は同居する親族もしくはその配偶者に関することについては議事に参加する事ができない。とありますので第24条に従い議案第66号の番号2番は委員と関係してる土地なのでそれ以外を審議したいと思います。

質問がなければ進めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
番号2番以外は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
2番は関係してる委員以外で審議したいと思います。

質問はありますか。質問がなければ進めます。
(異議なしの声あり)
議案66号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
議案第66号は可決します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

議事録署名員

8番 知念 一義
1番 太田 守隆

本部町農業委員会会長
会長 比嘉 由典

